

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成 26 年 9 月 5 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第 67 号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第 1 条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。）の施行については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成 7 年政令第 429 号。以下「政令」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(要安全確認計画記載建築物等の耐震診断の結果報告書の添付書類)

第 2 条 省令第 5 条第 4 項（省令附則第 3 条において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第 7 条又は法附則第 3 条第 1 項の規定による耐震診断を行った者が省令第 5 条第 1 項各号（省令附則第 3 条において準用する場合を含む。）のいずれかに掲げる者であることを証する書類（以下「登録資格者講習修了書等」という。）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(建築物の耐震改修の計画の認定の申請書の添付書類)

第 3 条 省令第 28 条第 2 項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第 17 条第 1 項の規定による認定の申請に係る建築物の耐震改修の計画が同条第 3 項第 1 号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを省令第 28 条第 2 項の規定により知事が適切と認めた者が証する書類の写し
- (2) その他知事が必要と認める書類

(建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書の添付書類)

第 4 条 省令第 33 条第 1 項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第 22 条第 1 項の規定による認定の申請に係る建築物が耐震関係規定に適合していることを建築士（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士をいう。以下同じ。）が証する書類
- (2) その他知事が必要と認める書類

2 省令第 33 条第 2 項第 1 号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第 22 条第 1 項の規定による認定の申請に係る建築物が同条第 2 項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを省令第 33 条第 2 項第 1 号の規定により知事が適切と認めた者が証する書類の写し
- (2) 登録資格者講習修了書等
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 省令第 33 条第 2 項第 2 号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第 22 条第 1 項の規定による認定の申請に係る建築物が同条第 2 項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを建築士が証する書類
- (2) その他知事が必要と認める書類

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書の添付書類)

第 5 条 省令第 37 条第 1 項第 3 号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第 25 条第 1 項の規定による認定の申請に係る区分所有建築物が同条第 2 項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを省令第 37 条第 1 項第 3 号の規定により知事が適切と認めた者が証する書類の写し

- (2) 登録資格者講習修了書等
- (3) その他知事が必要と認める書類
(書類の経由)

第6条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該書類に係る建築物の所在地を所管する総合振興局長又は振興局長を経由しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前にされた法附則第3条第1項の規定による報告については、第2条の規定は、適用しない。
- 3 この規則の施行前にされた法第17条第1項、第22条第1項又は第25条第1項の規定による認定の申請については、第3条から第5条までの規定は、適用しない。